



個別品目の関税化と関税率の歴史

税関は、その名が表すとおり、関税等を徴収する徴「税」機関としての機能と、覚醒剤などの社会悪物品を水際で取り締まる「関」所としての機能があります。税関の「税」の機能に着目すると、関税は、輸入される貨物に課される税であり、現在では身の回りのモノ1つ1つに関税率が設定されています。今般150周年を迎えた税関ですが、「税関」として正式に発足する以前に、江戸時代末期の開国の流れの中で、安政6(1859)年に税関の前身である「運上所」が設置され、関税率の設定もこの頃から始まりました。ここでは、私達に身近な牛肉を例に挙げて、関税率の歴史について概観します。

— 牛肉の輸入動向

関税率は、国内産業保護や消費者利益の確保など様々な要素を考慮して決まっています。そのため、牛肉の関税率を見る前に、牛肉の輸入や消費をめぐる状況を見てみましょう。

レストランやスーパーでもよく目にする牛肉は、税関ができた明治初期には今ほど一般的なものではありませんでした。この頃には、牛は農作業に利用され、食用とは見られていませんでした。開国後、欧米の文化が流入するとともに、牛鍋の流行をはじめ、肉食文化の広まりが見られ、栄養の観点から肉食が奨励されるようになりました。特に、日清戦争を契機に軍用食として牛肉が食べられるようになり、その後一般にも需要が増加しました。

大正時代に入ると、本格的に牛肉の輸入が始まります。第一次世界大戦直後までは、国内生産で牛肉の需要をほとんど充足できていたものの、その後の需要の高まりによって牛肉の価格が高騰していきました。大正元(1912)年から大正5(1916)年には、年平均で8トンのわずかな輸入でしたが、大正6(1917)年から大正10(1921)年には、年平均6,430トンと急増しています。第二次世界大戦中や戦後直後は輸入が止まっていたが、昭和32(1957)年ごろには輸入が急増しました。これにより国内の牛肉価格が下落したことから、国内生産者保護のため、昭和33(1958)年から輸入の枠を設けて輸入数量を制限する輸入割当制度の対象品目となりました。平成に入り、貿易自由化の流れの中で、輸入割当制度は撤廃され、牛肉の輸入は自由化されました。

— 牛肉の関税率

こうした国内生産や消費、国際的な動向を踏まえ、牛肉の関税率はどう変遷してきたのでしょうか。関税率は、現在では関税定率法などの国内法や、国際交渉によって決まっていますが、開港初期の関税はどのように決まっていたのでしょうか。

明治大正財政史によれば、安政5(1858)年にアメリカなどと修好通商条約を締結し、それに附属する貿易章程において税率規定を設けたことをもって、貿易品に課税する制度ができました。この中では、例えば「諸種の塩蔵食料」や「諸種の生畜」の輸入には「五分の運上」(すなわち5%の関税)が課されるとされていました。慶応2(1866)年には、改税約書によって税率が変更され、その中には「食料又は荷物運送に用うる諸獣類」が無税品と記載されています。

このように、仮に当時牛肉を輸入しようとするれば、関税率は修好通商条約に基づき5%、改税約書で改定された後は無税となっていたと考えられます。

明治に入って、大蔵省では、条約が改正された後に輸入品に対して賦課する税のルールについて検討しており、これを法律化したものが関税定率法でした。関税定率法は、列強との条約が順次改正される時期である明治30(1897)年に公布され、改正された条約が発効する明治32(1899)年に合わせて施行されました。この中では、「鮮肉」について従価税¹で1割の輸入税(すなわち10%の関税)が課されることとされていました。明治39(1906)年には関税定率法が改正され、「鳥獣肉及魚介類」の中の、「生鮮なるもの」の「羊肉」以外の「その他」のものが「従価税3割」と書かれており、牛肉を輸入しようとするれば関税率は30%となっていたことでしょう。関税定率法は明治43(1910)年に全面改正され、「牛肉」の品目分類ができたほか、消費者利益の確保の観点から、税率は3割から「百斤²毎に3円80銭」と、実質的な引下げが行われました。さらに、大正15(1926)年の改正では、「百斤毎に2円」に引き下げられました。

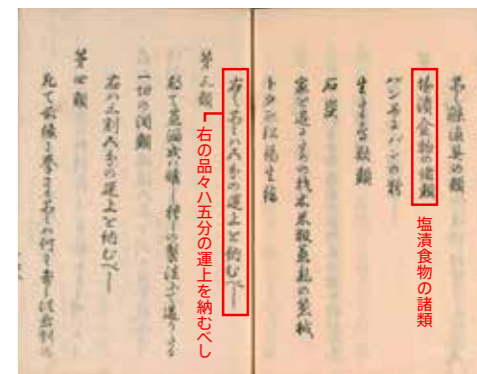
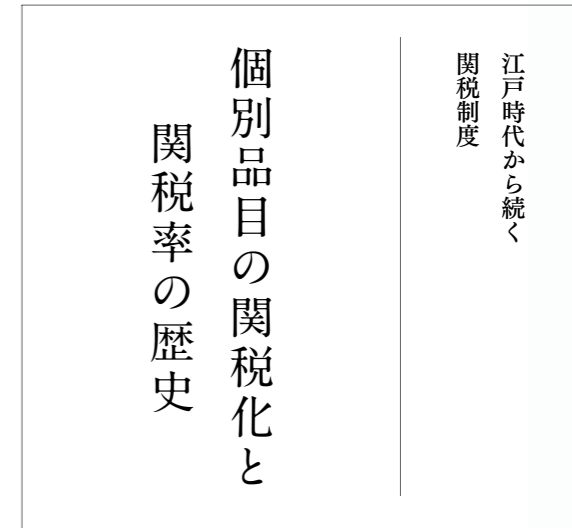
戦後の昭和26(1951)年には、牛肉は「鳥獣肉類」の「生のもの」として従価税1割となりました。昭和32(1957)年ごろから、牛肉の輸入は急増し、昭和33(1958)年には輸入数量制限が導入されました。昭和36(1961)年に品目分類が再び「牛肉」の表記となり、昭和39(1964)年改正で牛肉の関税率は10%から25%に改正されました。

その後は、国際的な市場開放・輸入自由化の中で、諸外国との関税交渉によって牛肉の関税率も変遷してきました。平成3(1991)年からは輸入数量制限が撤廃され、牛肉の輸入が自由化されるとともに、自由化初年度の牛肉の関税率は70%となりました。その後、牛肉の関税率は暫定的に徐々に引き下げられ、暫定税率は平成12(2000)年から38.5%となりました。最近では、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定などで、より低い関税率で合意され、例えばCPTPPや日米貿易協定に基づく牛肉の関税率は24.1%(令和4(2022)年4月時点)などとなっています。

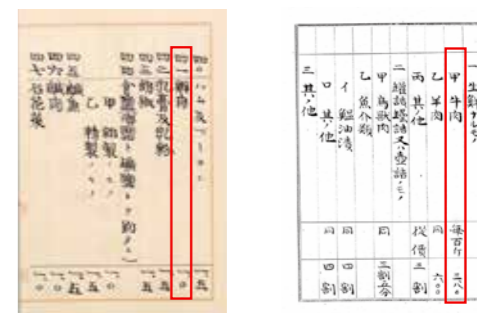
¹輸入貨物の価格を標準に税率が定められているもの。 ²百斤は60キログラム

— おわりに

牛肉を例にして、江戸時代からの牛肉の輸入や、関税率の歴史について概観しました。法律ができる前の開港初期には、国際交渉で関税率が決定されたので、近代的な関税率の設定が始まっていたと言えましょう。その後、明治時代に法律で関税率を規定し、その後実態を踏まえて改正が行われてきました。終戦直後の昭和26(1951)年には、牛肉の輸入が少なかったこともあり、明治32(1899)年と同じ10%という関税率となっていました。昭和33(1958)年には、輸入の急増により数量制限を行うようになりました。その後は国際交渉の動きが加速し、特に平成に入ってからは輸入の自由化、それに伴う関税率の改正など、様々なプロセスを経て、現在の関税率となっています。このように、関税率は、輸入の動向や国際情勢、消費者と生産者の利益のバランスなど、様々な要素を丁寧に考慮して、およそ150年間受け継がれてきているものなのです。



安政5(1858)年 日米修好通商条約貿易章程 (出典:国立国会図書館)



明治30(1897)年 関税定率法 (出典:国立公文書館) 明治43(1910)年 関税定率法 (出典:国立公文書館)

【参考文献】

- 大蔵省の歴史、関税局の歴史について『大蔵省百年史』昭和44年、大蔵省
- 牛肉の歴史について『日本肉用牛変遷史』昭和53年、社団法人全国肉用牛協会
- 関税率の歴史について『明治大正財政史第8巻』昭和13年、大蔵省『平成22年度 食料・農業・農村白書』平成23年、農林水産省